

パブリックコメントに対する県の考え方

No.	項目	ご意見の内容	県の考え方
1	I－1 基本的な考え方	<p>活動を「休日」「平日」に分けて考えるのではなく、部活動をどうするのか、俯瞰的・長期的視野に立って考えるべき。</p> <p>「令和 12 年（2030 年）まで」と期間を区切った、短期間の部活動の在り方を示す「方針」であるなら、「方針」と呼ぶに値しないと考える。</p> <p>また、短期間での意見募集ではなく、広く県民的な議論を巻き起こして「方針」を定めるべき。</p>	<p>「平日」については、指導者確保や移動手段確保といった課題が「休日」よりも多いと考えられるため、国のガイドラインにおいても、まずは「休日」の部活動について取組を進めることとされており、島根県でも同様にしています。</p> <p>また、県としては部活動指導員等の外部指導者制度を設けて、段階的に学校への指導者の確保・育成に取り組んでいるところです。この指導者の方たちが、令和 12 年（2030 年）に開催される「島根かみあり国スポ・全スポ」に関わることも想定され、その後の部活動の地域移行を進めていく際の指導者になり得る可能性もあります。このため、現段階では令和 12 年（2030 年）以降のことを想定するのが難しいと考えられるため、県としては、このような期間設定にしていますが、各市町村で適切な期間を設定し検討を進めることも可能です。</p> <p>県としては、有識者（学校関係者、スポーツ・文化芸術団体関係者等）からのご意見、市町村との情報共有や意見交換等を進めてきております。県方針を策定することにより、今後各市町村での方針策定や取組を進めていく際に、より地域の実情に応じた議論が進んでいくことを期待しています。</p>

No.	項目	ご意見の内容	県の考え方
2	I－1 基本的な 考え方	部活動に含まれない「地域移行型」、部活動への地域の指導者の配置等による「地域連携型」、「方針素案」の中に使用された言葉ではありませんが、従前の学校体制の中に組み込まれた「学校部活動型」とでもいうべき3つのパターンが選択肢として示されることになると理解しました。4ページの図中、「学校部活動」の括りの中に、「地域連携型」でも「地域移行型」でもない、移行や体制変更をしない部活動の姿を明記すべき。	「地域連携型」は学校における従来の部活動を基本に考えており、学校部活動という枠組みにおいては、移行や体制変更をしない部活動を含んでおり、このような整理にしていますが、4ページの図に、学校部活動という枠組みにおいて、「体制変更をしない部活動を含む」旨の注釈を追記しました。 加えて、4ページの図は、競技・専門的活動、生涯学習活動も学校部活動との連携が考えられることを明確にするため、図の内容を変更しております。
3	I－1 基本的な 考え方	島根県の実情を踏まえ、「島根県はこれまでどおり、学校での部活動を大切にしていく」という方針を掲げるべき。 少子化の中でも、将来にわたってしまねの子供たちがスポーツや文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保し、同時に学校の働き方改革を推進していくためには、各学校が「部活動」という形で、子供の放課後の活動場所・機会を確保し、行政が活動に係る費用を負担するという基本的な枠組みを明確にすべき。	部活動は重要な教育活動と位置付けていますが、生徒数の減少や教員の負担等の様々な課題が顕在化し、学校だけでは多様で継続的な活動を抱えきれなくなっている現状を踏まえ、部活動ありきではなく、地域との連携等によって、子どもたちの活動をどのように確保していくかという視点で検討していくべきと考えます。 「III 地域 スポーツ・文化芸術活動の環境整備－1 環境整備の考え方」に記載しているとおり、部活動をスポーツ・文化芸術活動を楽しむことの本質や重要性、多様な人との関わり方等を学ぶ場として、その担う役割や意義について整理することが重要であると考えます。

No.	項目	ご意見の内容	県の考え方
4	I－1 基本的な考え方	なお書きとして「これまで通りの活動が当面継続できる見通しがある場合、移行や体制変更をしないこともあり得る。」とあるが、このような記載は、積極的な地域団体の立ち上げに対しブレーキになる表現のため、削除すべきと考える。	<p>地域の実情により部活動の地域移行や地域連携が難しい場合、部活動を廃止するのではなく、生徒のニーズに応じて、部活動が担う役割や意義について整理した上で、可能な限り存続させることを検討する必要があります。</p> <p>全ての部活動を対象として地域移行を検討しますが、地域移行が目的ではなく、現在ある子どもたちの活動の場を確保することが目的であるため、学校での部活動の継続を想定した記述としております。</p>
5	I－1 基本的な考え方	地域連携型について、地域の指導者との連絡調整の手間、責任の所在等、学校が地域の指導者と連携するための課題は多い。地域連携型で学校が部活動に関わる余地を残すことは、学校側の負担が大きくなることにつながるのではないか。	<p>県では、これまでも部活動指導員等の配置に係る支援を行ってきており、年々配置人数も増えています。学校に対して実施したアンケート調査では、外部指導者活用について、教員の勤務時間削減や心身の負担軽減といった効果の報告が多数ありました。</p> <p>ご指摘のような課題も実態として把握しておりますが、外部指導者との連携や役割分担を図ることで、円滑な部活動運営につながると考えています。</p>
6	III－8 高等学校入学者選抜への対応	中学校において地域クラブ活動等の状況把握や、学校外での活動を個人調査報告書に記載することについて、入試事務負担の増大や、記載内容の基準について懸念される。	入学者選抜においては、生徒一人一人の持つ資質能力を多面的・総合的に評価したいと考えているため、学校外の活動について可能な限り把握いただき個人調査書に記載していただきたいと考えております。
7	III－8 高等学校入学者選抜への対応	個人調査報告書の「諸活動の記録」欄 の記載に際し、地域クラブ活動等の学校外での活動についての状況把握は教員の負担となるため不要であり、基準も不明瞭である。	6に同じ。

No.	項目	ご意見の内容	県の考え方
8	III-9 大会等の 在り方と 参加機会 の確保	部活動の受け皿として活動している団体や新たに設立を予定している団体が、大会参加等に関して制限されることなく、また生徒に制限を強いることなく活動し、連携していくよう、基本方針に盛り込んでいただきたい。	ご意見の内容は、「III 地域 スポーツ・文化芸術活動の環境整備-9 大会等の在り方と参加機会の確保（ア）」に記載をしております。 具体的な規定の整備・運用について、方針にあるとおり、連盟・競技団体等との情報共有等に努めてまいります。
9	その他	県庁、市町村役場、コミセン等の勤務をされている方の中で、指導ができる方がいれば、その方の勤務時間内に部活動の指導も含む（例えば、週3日程度、勤務時間を午前10時半から午後6時半にすることで、放課後2時間程度を部活動指導に充てる）ことで、平日の部活動の指導者確保を図ってはどうか。	現在、県及び市町村の公務員が勤務時間内に部活動の指導を行うことは、法令上できませんが、兼業の手続きを経て勤務時間外に外部指導者として部活動に関わることは可能です。対象の職員が外部指導者として部活動に関わることにより、平日の部活動の指導者確保を図ることが考えられます。 いただいたご提案は、今後の参考にさせていただきます。
10	その他	「学校での部活動を大切にしていく」という方針を掲げた際、地域の指導者が部活動指導で生計を立てることができる見通しがもてるほどの手当てを支給すること、教職員の定数を増やし、勤務時間の開始を遅らせ、部活動の終了時刻までを勤務時間とする「部活動担当教員（仮称）」を配置すること等により指導者の確保を持続可能なシステムにすることが可能と考える。	県の部活動指導者等の配置に係る指導員の報酬単価については、国の補助単価を参考に設定をしております。 指導者の確保については、県教育委員会では、昨年度から教員採用試験の特別枠として、「第84回国民スポーツ大会（愛称：島根かみあり国スポ）競技力向上枠」を設けているところです。現時点では、上記以外に部活動に特化した枠を設けることは考えておりません。 いただいたご提案は、今後の参考にさせていただきます。

No.	項目	ご意見の内容	県の考え方
11	その他	<p>放課後に地域の活動の場として、場所や指導者を確保することは困難と考える。</p> <p>加えて、教員の兼業については、地域指導者としての活動を加えると長時間労働となることが懸念される。</p>	<p>平日の放課後の活動を地域クラブ活動に移行することは、指導者確保や移動手段確保といった課題も多いため、まずは休日の部活動について検討し、可能な場合は平日の活動についても検討することとしています。</p> <p>市町村立学校教育職員の兼職兼業については、国の方針等を踏まえ、地域での指導を希望する教育職員が地域団体等からの依頼を基に、有償で地域クラブ活動の指導者として従事できるよう、各市町村が取扱いを定めることとなっています。</p> <p>教育職員の心身の健康の確保のために、市町村教育委員会及び校長は、当該教育職員の業務内容や労働時間等について把握し、心身の健康管理を行う必要があると考えています。</p>
12	その他	地域移行も地域連携も難しい場合、教員の負担軽減策として、中学校の教員にフレックス制を導入し、従来通りの部活動指導を行なうことを提案する。	<p>市町村立学校的教職員の給与等に関する条例により、市町村教育委員会は1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとされており、時期によって勤務時間を変更するいわゆる「フレックス制」は導入することはできませんが、県立学校及び一部小中学校では、長期休業期間中に早出遅出による時差出勤勤務を試行している学校もあります。</p> <p>いただいたご提案は、今後の参考にさせていただきます。</p>
13	その他	時間外勤務削減のため、平日の完全下校を遅くとも17時半（理想は17時）、平日の活動を週3日にすることを提案する。	<p>県の「部活動の在り方に関する方針」において、適切な休養日・活動時間を設定することとしていますが、休養日・活動時間や完全下校の時刻の設定については、学校や地域の実情に応じて、学校ごとに対応をお願いしているところです。</p> <p>いただいたご提案は、今後の参考にさせていただきます。</p>

No.	項目	ご意見の内容	県の考え方
14	その他	部活動が地域移行型の「地域クラブ活動」に移行した場合の、生徒が指導を受ける際に生じる経済的負担、練習場所の確保、共同で使用する用具の管理・修繕、練習場所等への移動手段の確保、生徒の家庭での時間の確保等に課題が生じることが予想される。	<p>県の方針としては、全ての部活動を地域移行することが目的ではなく、各市町村において、活動の受け皿の確保、費用負担、指導者の確保、といった諸課題を解決できるのであれば地域移行を進め、そうでなければ、外部指導者（部活動指導員、地域連携指導員、地域指導者）の配置や合同部活動等の地域連携による部活動の存続により、現在ある子どもたちの活動の場を確保するが重要であると考えています。</p> <p>ご指摘にあるような地域移行を進めていく上で生じる様々な課題については、「Ⅲ 地域 スポーツ・文化芸術活動の環境整備－1 環境整備の考え方」に記載しているとおりであり、各市町村において課題抽出し、検討を進めていただきたいと考えます。</p>
15	その他	「地域クラブ活動」内の生徒同士のトラブルにより、学校生活に重大な影響を及ぼすような事態（長期の欠席等）となつた場合、学校はどのように関わるのか、複数の学校にまたがった場合にはどのように対応するのか、想定される課題は多岐にわたると考える。	<p>管理責任の主体の明確化については、「Ⅲ 地域 スポーツ・文化芸術活動の環境整備－2 方針検討・体制整備」において、「市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、協議会等の場も活用し、地域クラブ活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る」としています。</p> <p>地域クラブ活動については、基本的に地域クラブと参加者（生徒とその保護者）の責任のもとで行われることになりますが、事案によっては学校が関わる可能性もあると想定されます。</p>

No.	項目	ご意見の内容	県の考え方
16	その他	[地域移行型] を選択する市町村と、[地域連携型]、[学校部活動型（仮称）] を選択する市町村が混在した場合、教職員の勤務地の希望に偏りが生じるのではないか。	勤務地の希望は、教職員の様々な意向によるものであり、仮に偏りが生じたとしても、島根県公立学校教育職員の人事異動は、学校の教育活動を一層清新活発にし、本県教育の進展に資するため、全県的視野で行うこと、へき地教育の振興、特別支援教育の振興、管理職・主幹教諭の登用、異校種交流の推進、永年勤続者の交流等の観点から人事異動のルールを定め、それに基づき厳正に行っております。